

# 医療費の差額支給通知、または医療費・高額療養費などの返納通知が届いた皆様へ

保険証の一部負担金割合（1割・3割）、及び高額療養費等の算定基準である所得区分は、前年の所得額等で決定しますが、世帯構成や所得額の変更等によって一部負担金割合・所得区分が遡って変更になり、差額が発生する場合があります。

差額が発生した場合、広域連合から「差額支給通知」や「返納通知」による申請勧奨、または返納の案内を行っています。

被保険者の皆さまの負担の公平性を図る観点から、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

## このような場合に通知が届きます

### 「差額支給通知」が届く事例

医療機関等窓口で「3割」の負担をしていた方が、遡って「1割」になった場合、差額（2割相当分）の「差額支給通知」をお送りし、申請書を提出していただくことにより差額を支給いたします。

### 「返納通知」が届く事例

医療機関等窓口で「1割」の負担をしていた方が、所得額の変更により遡って「3割」になった場合、差額（2割相当分）の「返納通知」をお送りし、同封の「納付書」にて差額を納めていただきます。

所得区分が低所得者（15,000円）の負担限度額を適用した高額療養費の支給を受けていた方が、所得額の変更により遡って所得区分が低所得者（24,600円）になった場合、差額（9,600円）の「返納通知」をお送りし、同封の「納付書」にて差額を納めていただきます。